

## 第66回全国植樹祭「おもてなし広場」出展要領

### 第1 出展申込み

第66回全国植樹祭おもてなし広場への出展を希望する者は別紙様式「出展申込書」を平成27年2月20日（金）までに第66回全国植樹祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）に提出するものとする。

### 第2 出展内容の決定

- 1 実行委員会は、出展申込みのあった中から、品目、数量等を考慮して出展者及び小間数を決定するものとする。
- 2 実行委員会は、1の結果、出展することが認められた者（以下「出展者」という。）には、その旨を通知するものとする。
- 3 出展者の決定後であっても運営方法の制約を理由に、必要に応じて出展内容等の調整を行うことがある。

### 第3 必要手続、提出書類

- 1 牛乳、食肉、魚介類、その他生鮮食料品等の実演販売、試飲、試食、無料配布を行う場合これらの実演販売、試飲、試食等を行う場合は、品目ごとに石川県南加賀保健所へ届出を行う必要があり、その手続は主催者が出展申込書に基づいて行う。実演販売、試飲、試食、無料配布（以下「実演販売等」という。）を行う者は、別紙様式「出展申込書」にその内容を記入する。
- 2 火気・危険物を使用する場合
  - (1) 火気及び危険物品を使用する場合は出展者での持込（1日の使用量分を限度とする）となる。なお、火元責任者を常駐させること。
  - (2) 危険物品例は以下のとおり。
    - ・包丁、カッターナイフ、はさみ、工具類、油類、金属類、その他危険物
    - ・ビン類、缶類（スプレー缶含む）、ペットボトル類
- 3 電気を使用する場合
  - (1) 電気の供給は主催者が行う（電気コンセントを設置）。電気を使用する出展者は、冷蔵庫、ショーケース、パソコン等使用する全ての機器について、別紙様式「出展申込書」にその概要を記入すること。
  - (2) 電気の使用については、会場全体の供給可能量を勘案して使用器具等を調整する場合がある。
  - (3) エコイベントであることから、発電機器の持ち込みは認めない。
- 4 給排水について
  - (1) 出展者が共同で利用できる給排水設備を設置する。
  - (2) 排水は、木場潟公園内での処理が困難であることから、簡易排水層の設置を予定している。出展時に発生すると思われる排水量（予測値）を別紙様式「出展申込書」に、記入すること。
  - (3) 大量の排水が生じる出展者には、別途処理費用を負担いただく場合がある。

第4 おもてなし広場に設置する「おもてなしステージ」は別途、実行委員会が依頼する伝統芸能団体等の出演に利用する。

## 第5 会場の小間配置

出展者の小間配置は、即売品の品目、小間数、電気・水道設備の使用申し込み等の内容を考慮して実行委員会が決定し、配置図を作成の上、出展団体に通知する。

## 第6 小間の設営

仮設テントの設置、机・イスの準備及び電気の供給については、主催者が行うが、その他出展に必要な物品については、出展者が準備することとする。なお、搬入物品のサイズについて制限（入場ゲートのサイズ幅 760mm×高さ 2000mm 以内であること）があるため、大型の物品の搬入については事前に実行委員会事務局に相談のこと。

## 第7 小間の装飾

出展者名の表示は主催者が統一デザインの看板を用意する。小間内部の装飾は各出展者の負担とする。なお、小間外部の装飾はノボリのみとする。

## 第8 販売

- 1 午前中はその場で試食してもらうものを除き、販売物品の引渡しは禁止する。（午前中は引換券を用意し、式典終了後の午後に商品を渡す等の対応が必要）
- 2 販売人の配置、金銭の出納は出展者の責任で行い、売れ残ったものは必ず持ち帰ること。
- 3 出展者は、販売価格を明確に表示するとともに、消費税の取扱いは内税方式とすること。
- 4 農産物、畜産物、水産物等の生鮮食品を販売する場合は、店頭には原産地（市町村名又は産地名）を表示すること。
- 5 パック詰め製品及び加工食品を販売する場合は、法令等に基づく所定の表示を必ず行うこと。
- 6 酒類を販売する場合は、管轄の税務署へ「酒類の販売業免許の申請」を行うこと。
- 7 露天営業の許可を持つ者は、その旨の掲示を行うこと。

## 第9 火気、電熱器、水等の使用上の留意点

- 1 火気、電熱器等を使用し、実演販売等の調理行為を行う場合は、テント設置区域の地面に油や煤等の汚れが付かないよう留意すること。
- 2 調理に使用する水は会場内に設置する給排水設備を利用する。また使用した水を当該設備に流す場合は、ゴミ、残飯などの固形物を取り除いて流すこと。その際、油類その他の汚水は決して流さないこと。

## 第10 その他

- 1 販売宣伝のための法被、のぼり、買物袋（透明なものに限る）は出展者が準備すること。
- 2 小間の設営・撤去、又は実演販売等の際に発生したゴミは、出展者が責任を持って会場から持ち帰り、適切に処理を行うこと。（会場内のゴミ箱は来場者が出すゴミ用であり、出展者のゴミはその対象になっていない。）
- 3 実行委員会が会場に配置する衛生管理者から指示があった場合にはその指示に従うこと。